

報告・協議2

医療的ケア児への通学支援について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和5年12月21日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

医療的ケア児への通学支援について

1 要旨

医療的ケア児への通学支援について、試行実施における検証を踏まえて、令和6年1月～3月において通学支援を実施することとする。

2 現状

(1) 試行実施の状況

令和5年度においては、医療的ケアを理由にスクールバス等が利用できず、保護者等送迎により通学している県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援を試行的に実施している。

| 項目 | 令和5年10月末現在 |
|----------|------------|
| 本事業の対象者数 | 30名 |
| うち希望者数 | 19名 |
| うち契約者数 | 13名（※） |

※ 希望者のうち、6名の生徒等については、体調が安定しない、協力してくれる訪問看護ステーションが見つかっていない等の理由により、契約に至らなかった。

(2) 試行実施における検証

今回の試行実施により、協力可能な事業所や送迎用車両が見つかりにくいといった課題が残った一方で、利用した保護者へのヒアリングなどにより、

- ・ 普段利用している事業所を使えることから、保護者が安心して利用可能
- ・ 保護者が家事や仕事をする時間が確保でき、保護者の負担が軽減されたなど、当初の目論見と大きく変わらず、一定程度の妥当性を検証することができた。

3 概要

(1) 対象者

県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒（今年度利用希望者 19 名程度）

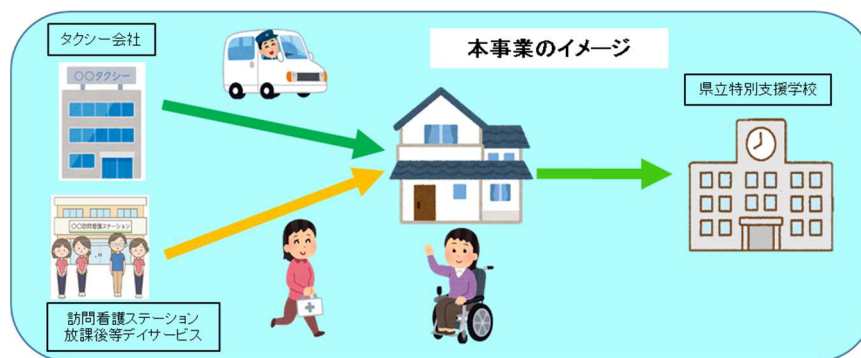
(2) 実施内容

令和 6 年度の実施に向けて、今年度の試行実施における検証を踏まえ、次のスキームで実施する。

ア 利用回数：本人の希望する回数

イ 実施方式：試行実施と同様に、タクシーに訪問看護ステーション等（※）の看護師を同乗させる。

※ 協力可能な事業所及び送迎用車両が見つかりにくいという課題解消のため、実施方式について、これまで対象としていなかった放課後等デイサービスにも依頼を可能とすることにより、実際に通学支援が可能かどうか検証する。



(3) スケジュール

令和 6 年 1 月～ 3 月 ※長期休業中を除く。

(4) 予算（一部国庫）

29,146 千円（令和 6 年 1 月～ 3 月実施分）

(5) 今後の対応

令和 6 年度以降については、令和 6 年 1～3 月で実施するスキームと同様の方法により、通年で実施することを検討している。